## 社会福祉法人村上岩船福祉会、特別養護老人ホーム短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

- 第1条 要介護者に対し、適正な短期入所生活介護サービス(以下「短期入所サービス」という。) を提供することを目的とする。
- 2 要支援者に対し、適正な介護予防短期入所生活介護サービス(以下「介護予防短期入所サービス」という。)を提供することを目的とする。

(短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの運営の方針)

- 第2条 短期入所サービスの運営の方針は次のとおりとする。
  - (1) 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を 営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練 を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減 を図るものとする。
  - (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った短期入所サービスの 提供に努めるものとする。
  - (3) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 2 介護予防短期入所サービスの運営の方針は次のとおりとする。
- (1) 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう 、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用 者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った介護予防短期入所サービスの提供に努めるものとする。
- (3) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの一体的運営)

第3条 短期入所サービスと介護予防短期入所サービスは、同一の事業所において一体的に運営する ものとする。

(事業所の名称)

- 第4条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
  - (1) 新潟県村上市下鍛冶屋572番地7 短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホームたかつぼ

(2) 新潟県村上市勝木862番地10 短期入所生活介護事業所

特別養護老人ホームゆり花園

(3) 新潟県村上市岩沢1616番地 短期入所生活介護事業所

特別養護老人ホーム羽衣園

短期入所生活介護事業所

地域密着型特別養護老人ホーム羽衣園

(4) 新潟県岩船郡関川村大字湯沢728番地1 短期入所生活介護事業所

特別養護老人ホーム垂水の里

(5) 新潟県村上市北新保683番地9 短期入所生活介護事業所

特別養護老人ホームさつき園

(6) 新潟県村上市上の山2番17号 短期入所生活介護事業所

特別養護老人ホームいわくすの里

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業者は管理者及び従業員を別表1のとおり配置し、職務内容を次のとおり定める。

(1) 管理者(本体の特別養護老人ホームと兼務)

管理者は所属職員を指揮監督し、関係機関との連携を図り人事・財務・物品等の管理を行い、 併せて緊急時の対応を図るなど適切に業務を実施できるよう総括する。

(2) 医師 (本体の特別養護老人ホームと兼務)

利用者に対する診療及び健康指導と相談並びに緊急時における診察と医療手当を行うものとする。

(3) 看護師(本体の特別養護老人ホームと兼務)

医師の診療補助及び医師の指示による利用者の看護、事業所の衛生管理業務に従事する。

(4) 生活相談員(本体の特別養護老人ホームと兼務)

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

(5) 栄養士(本体の特別養護老人ホームと兼務)

栄養士は、利用者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、 栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理等を行い、調理委託会社 職員を指導する。

(6) 介護職員(本体の特別養護老人ホームと兼務)

介護士は、利用者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務に従事する。介護サービスの提供にあたっては、短期入所生活介護計画に基づき親切丁寧に行うと共に、実施状況及び目標の達成状況を検討し、サービス評価を行って必要事項を記録するものとする。

(7)機能訓練指導員(本体の特別養護老人ホームと兼務)

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、 又はその減退を防止するための訓練を行う。

## (営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休
- (2) 営業時間 24時間
- (3) 入所及び退所の時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。 但し事業所の都合及び利用者の要請があった場合、上記以外の時間において入所及び退所ができるものとする。

(利用者の定員)

第7条 利用者の定員は、次のとおりとする。

- (1) 短期入所生活介護事業所特別養護老人ホームたかつぼ 20人
- (2) 短期入所生活介護事業所特別養護老人ホームゆり花園 10人
- (3) 短期入所生活介護事業所特別養護老人ホーム羽衣園 20人
- (4) 短期入所生活介護事業所特別養護老人ホーム垂水の里 20人
- (5) 短期入所生活介護事業所特別養護老人ホームさつき園 20人
- (6) 短期入所生活介護事業所特別養護老人ホームいわくすの里 20人
- 2 前項のほか、本体の特別養護老人ホームに空床があった場合であって、当該空床の利用が可能な 場合は、短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスに利用できるものとする。

(短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの内容)

- 第8条 短期入所サービスの内容は、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供、送迎とし、サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。
  - (1) 短期入所サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況 等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当、適切に行うものとする。
  - (2) 短期入所サービスは、居宅介護支援事業者等と連携をとること等により利用者の心身の状況を 把握し、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用 者については、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載し た短期入所生活介護計画を作成し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとす る。
  - (3)職員は、短期入所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
  - (4) 事業所は、短期入所サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- (5) 事業所は、自らその提供する短期入所サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものと する。
- 2 介護予防短期入所サービスの内容は次のとおりとし、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常 生活上の支援、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は 娯楽に係る活動の機会の提供、送迎とし、サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとす る。
- (1) 介護予防短期入所サービスは、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (2)介護予防短期入所サービスは、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議 を通じて等の適切な方法により、利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握し、 これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者につい ては、介護予防短期入所生活介護計画を作成し、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (3) 介護予防短期入所サービスの提供に当たっては、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるとともに、利用者とのコミニュケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めるものとする。
- (4) 職員は、介護予防短期入所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその 家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 事業所は、介護予防短期入所サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する 行為を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び 時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (6) 事業所は、自らその提供する介護予防短期入所サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図るものとする。

## (利用料その他の費用の額)

- 第9条 短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上 の基準の額とし、事業所が法定代理受領サービスを提供した場合には、利用者から利用料の本人負 担分の支払いを受けるものとする。
- 2. 事業所は、前項の支払いを受ける額の他、別表 2 に掲げるその他の費用の支払いを受けることができる。
- 3. 第1項及び第2項の費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又は家族に対して当該サービスの 内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。ただし、前項の食費、滞在費の費用に ついての説明及び同意は、文書により行うものとする。
- 4. 第2項の食費、滞在費の費用の額を変更するときは、あらかじめ、利用者又は家族に対して変更 について、文書により説明し、同意を得るものとする。
- 5. その他の費用の額については、別表3のとおりとする。

6. 利用者が計画に位置付けられた利用日を中止又は短縮した場合で、利用当日に中止の連絡を受けた場合及び連絡のない場合については、食費相当額の支払いを受けるものとする。利用前日の事業 所が定める時間までに中止又は短縮の連絡を受けた場合は徴収しないものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 利用者の送迎を通常実施する地域は、次のとおりとする。

村上市及び岩船郡

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第11条 事業所を利用する者は、次の事項に留意しなければならない。
  - (1) 事業所を利用する者は、事業所内において、政治活動、宗教活動を行ってはならない。
  - (2) 事業所を利用する者は、事業所内に危険物を持ち込んではならない。
  - (3) 利用者は、この運営規則の定めるところにより指導及び調査等に従わなければならない。
  - (4) 利用者が外出をしようとするときは、あらかじめ外出届を提出し管理者の承認を得なければならない。
  - (5) 利用者の所持金その他については、「施設入所者金銭管理規程」により取扱うものとする。
  - (6) サービスの利用にあたり、指定の物品について持参すること。
  - (7) サービスの利用にあたり、持参した物品については、紛失しないよう氏名を記載すること。
  - (8) サービスの利用にあたり、利用者の心身の状況について必要なことは担当職員に報告すること
  - (9) サービス利用に先立って行う健康チェックの結果により、サービスの提供を見合わせる場合が あること。

(緊急時の対応)

- 第12条 職員は、短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの提供を行っているときに利用者 に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業所が定 めた協力医療機関に連絡し、適切な処置を行うこととする。場合によっては、協力病院へ緊急搬送 等の処置を講ずるものとする。
- 2 看護師は、前項について処置した時は速やかに管理者及び家族に報告するものとする。

(非常災害対策)

- 第13条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立てるものとする。
- 2. 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域消防署の協力を得た上で、年2回以上実施する等利用者の安全に対して万全を期すものとする。

(衛生管理等)

- 第14条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理 に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものと する。
- 2. 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう 努めるものとする。

(秘密の保持)

- 第15条 職員は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を決して漏らさない。
- 2. 事業所は、職員との雇用関係が終了した場合においても、正当な理由がなく、その業務上知り得 た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 3. 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を 、利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。 (苦情等への対応)
- 第16条 事業所は、短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスに関する利用者及び家族からの 苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を 講ずるものとし、その概要を利用者及び家族に文書により説明するものとする。
- 2. 事業所は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うものとする。
- 3. 事業所は、利用者又は家族からの苦情に対して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
- 4. 事業所は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な扱いを行わない。

(地域との連携)

第17条 事業所は、地域住民又はボランティア団体との連携及び協力を行う等地域との交流を図るものとする。

(事故発生時の対応)

- 第18条 事業所は、事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとと もに、必要な措置を講じなければならない。
- 2. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。
- 3. 事業所は、短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの提供により賠償すべき事故が発生 した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第19条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる ものとする。
  - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員 に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 職員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(職員の研修)

第20条 事業所は、職員の質的向上を図るための研究、研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に 短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備するも のとする。

附 則

- 1. この規程は、議決の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 2. 社会福祉法人村上岩船福祉会特別養護老人ホームたかつぼ短期入所生活介護事業運営規程(平成 12年4月1日)は、廃止する。
- 3. 社会福祉法人村上岩船福祉会特別養護老人ホームゆり花園短期入所生活介護事業運営規程(平成 15年9月1日)は、廃止する。
- 4. 社会福祉法人村上岩船福祉会特別養護老人ホーム羽衣園短期入所生活介護事業運営規程(平成1 2年4月1日)は、廃止する。
- 5. 社会福祉法人村上岩船福祉会特別養護老人ホーム垂水の里短期入所生活介護事業運営規程(平成 12年4月1日)は、廃止する。
- 6. 社会福祉法人村上岩船福祉会特別養護老人ホームさつき園短期入所生活介護事業運営規程(平成 12年4月1日)は、廃止する。
- 7. 社会福祉法人村上岩船福祉会特別養護老人ホームいわくすの里短期入所生活介護事業運営規程 ( 平成13年12月1日) は、廃止する。

附 則(H16.3.29)

1. この規程は、議決の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(H17.9.30)

1. この規程は、議決の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則(平18.3.27全部改正)

1. この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平19.7.24)

1. この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則(平19.9.27)

1. この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平20.2.25)

1. この規程は、議決の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は平成19年4月1日から適用する。

附 則(平20.6.26)

1. この規程は、平成20年8月1日から施行する。

附 則(平21.3.27)

1. この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平23.9.28)

1. この規程は、議決の日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則(平24.1.25)

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平24.7.26)

1. この規程は、議決の日から施行する。

附 則(平25.8.28)

1. この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平25.12.26)

1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平26.3.27)

1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平26.7.25)

1. この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則(平27.3.27)

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平27.7.29)

1. この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則(平30.11.26)

1. この規程は、議決の日から施行し、平成30年8月1日から適用する。

附 則(平31.3.6)

1. この規程は、議決の日から施行する。

附 則(令元.9.20)

1. この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令2.2.7)

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令3.2.26)

1. この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令3.7.28)

1. この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則(令4.3.9)

1. この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令4.6.8)

1. この規程は、議決の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令5.3.8)

1. この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令5.10.30)

1. この規程は、令和5年11月1日から施行する。

附 則(令6.3.1)

1. この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令6.7.26)

1. この規程は、令和6年8月1日から施行する。